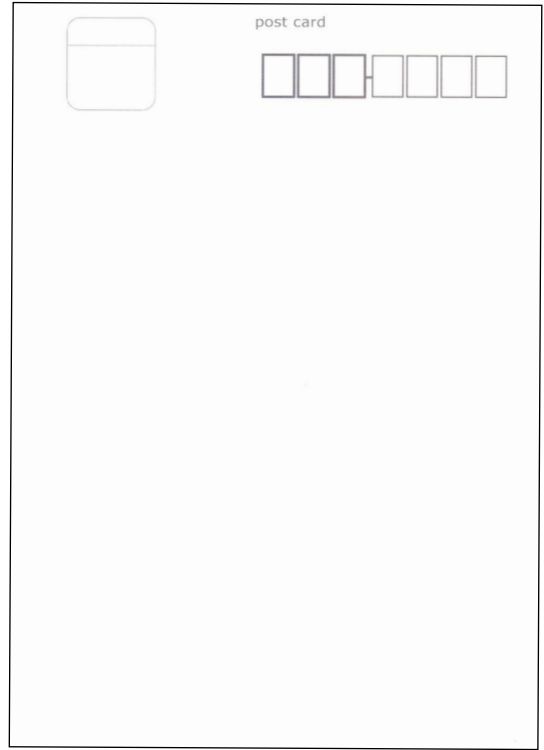
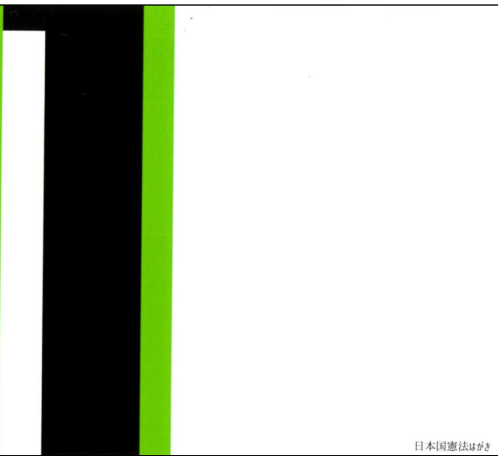





第九条（戦争放棄・戦力及び交戦権の否認）
 一、日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
 二、前項の目的を達するため、陸海空軍その他国の交戦権は、これを認めない。

日本国憲法第9条

第二十一条（基本的人権の享有）
 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

日本国憲法第21条



第二十五条【生存権・国の社会的使命】
 一、すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
 二、国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

日本国憲法第25条



第十二条
 「自由権利の保持の責任とその濫用の禁止」この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつてこれを保持しなければならない。又国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条
 「個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉」すべて国民は、個人として尊重される生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

日本国憲法第12条

